

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する資料

1 給料月額の上上げ（別表第1）

（1）改正内容

- ・ 国家公務員の俸給表の改定に準じ、給料表を改定する。
- ・ 大卒者に係る初任給を5.6%（10,700円）、高卒者に係る初任給を7.6%（12,000円）引き上げる。
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げる。
平均改定率：全体1.1%
（1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%）
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、各級の改定額を踏まえ、引き上げる。

（2）実施時期

令和5年4月1日から適用する。

2 期末手当及び勤勉手当の上上げ（第20条・第21条）

（1）改正内容

- ア 暫定再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員）以外の職員
期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.05月分引き上げる。

		6月期	12月期	合計月数
令和5年度	期末手当	1.200月 (支給済み)	1.250月 (現行1.200月)	改定前4.40月 改定後4.50月
	勤勉手当	1.000月 (支給済み)	1.050月 (現行1.000月)	
令和6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月	改定後4.50月
	勤勉手当	1.025月	1.025月	

イ 暫定再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員）

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.025月分引き上げる。

		6月期	12月期	合計月数
令和5年度	期末手当	0.675月 (支給済み)	0.700月 (現行0.675月)	改定前2.30月 改定後2.35月
	勤勉手当	0.475月 (支給済み)	0.500月 (現行0.475月)	
令和6年度以降	期末手当	0.6875月	0.6875月	改定後2.35月
	勤勉手当	0.4875月	0.4875月	

(2) 実施時期

- ・令和5年度分（第1条の規定）は、令和5年12月1日から適用する。
- ・令和6年度分以降（第2条の規定）は、令和6年4月1日から施行する。